64. 消防法令における申請・届出等(◎総務省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続	手続	手続の	手続
		類型	主体	受け手	ID
防火管理者の選任届	消防法(昭和 23 年法律	申請等	民間事	地方等	12594
	第 186 号) 第 8 条第 2 項		業者等		
防火管理者の解任届	同上	申請等	民間事	地方等	12595
			業者等		
消防用設備等(特殊消防	同法第17条の3の2	申請等	民間事	地方等	12632
用設備等)の設置届			業者等		
消防用設備等(特殊消防	同法第17条の3の3	申請等	民間事	地方等	12634
用設備等)の点検報告			業者等		
工事整備対象設備等の着	同法第 17 条の 14	申請等	民間事	地方等	12635
工届			業者等		
統括防火管理者の選任届	同法第8条の2第4項	申請等	民間事	地方等	12653
			業者等		
統括防火管理者の解任届	同上	申請等	民間事	地方等	12657
			業者等		
防火対象物点検結果の報	同法第8条の2の2第1	申請等	民間事	地方等	12661
告	項		業者等		
自衛消防組織の設置届	同法第8条の2の5第2	申請等	民間事	地方等	12667
	項		業者等		
自衛消防組織の変更届	同上	申請等	民間事	地方等	12669
			業者等		
防災管理者の選任届	同法第36条第1項	申請等	民間事	地方等	12675
			業者等		
防災管理者の解任届	同上	申請等	民間事	地方等	12677
			業者等		
統括防災管理者の選任届	同上	申請等	民間事	地方等	12682
			業者等		
統括防災管理者の解任届	同上	申請等	民間事	地方等	12684
			業者等		
防災管理対象物点検結果	同上	申請等	民間事	地方等	12687
の報告			業者等		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

消防計画の作成 (変更)	消防法施行令(昭和 36	申請等	民間事	地方等	12596
届	年政令第37号)第3条		業者等		
	の2第1項				
防火対象物全体の防火管	同令第4条の2第1項	申請等	民間事	地方等	108066
理に係る消防計画の作成			業者等		
(変更) 届					
防災管理に係る消防計画	同令第 48 条第 1 項	申請等	民間事	地方等	12672
の作成(変更)届			業者等		
防災管理対象物全体の防	同令第48条の3第1項	申請等	民間事	地方等	12679
災管理に係る消防計画の			業者等		
作成(変更)届					

(2) 取組内容

(1) に記載した 19 手続については、現状、多くの消防本部で書面による受付のみとなっている(一部の消防本部では、電子申請システムや電子メールでの受付を実施)。2020 年(令和 2 年)中に、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、各消防本部にオンライン化を促す通知を発出する。また、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、2021年度(令和 3 年度)までに、マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請の受付について、複数の消防本部で実証実験を行い、2022年度(令和 4 年度)以降その成果を踏まえた消防本部のオンライン化の普及・促進活動を実施する。

また、マイナポータル・ぴったりサービスを用いた申請・届出の導入に 向けた事務フロー等の検討を通じ、現状の事務フローの見直しや申請様式 の改正・添付書類の削減を検討する。

KPI: 2022 年度(令和4年度)までに設定